

議案第44号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準の一部改正を踏まえ、職員の資格要件等を変更するものです。

【基準改正の背景】

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る国の基準改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士に代えることができることとします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日